

## オリンピック・パラリンピックの「文化プログラム」と今後の文化政策 ～「文化芸術立国」実現に向けた「レガシー」をどのように形成するか～

静岡文化芸術大学文化政策学部教授・大学院文化政策研究科長  
片山泰輔

政府はリオ大会後、2020年までの間に、全国で20万件の文化プログラムを実施することを宣言しました。日本の多様な文化を世界に発信する絶好の機会と言えますが、単なる打ち上げ花火に終わってしまう懸念もあります。これらが「レガシー」となり、2020年以降の日本の持続的な文化振興の基盤となるためには何が必要なのでしょうか。昨年、閣議決定された「文化芸術の振興に関する第4次基本方針」とそこに掲げられた「文化芸術立国」実現のための道筋について考えます。

### 1. オリンピックと文化

- ・オリンピックは単なるスポーツの競技大会ではない。

#### オリンピズムの根本原則

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。

2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。

3～7 略

(出所)「オリンピック憲章」

#### IOCの使命の役割：レガシー（遺産）の重視と文化プログラム

The mission of the IOC is to promote Olympism throughout the world and to lead the Olympic Movement. The IOC's role is:

(IOCの使命は世界中でオリンピズムを奨励し、オリンピック・ムーブメントを主導することである。IOCの役割は以下の通りである。)

14. to promote a positive **legacy** from the Olympic Games to the host cities and host countries;

(14. オリンピック競技大会の有益な**遺産**を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する。)

15. to encourage and support initiatives blending sport with culture and education;

(15. スポーツと文化および教育を融合させる活動を奨励し支援する。)

(資料)「オリンピック憲章」

## 2. 文化プログラム

### (1) 文化プログラムの歴史的経緯

近代オリンピックにおける文化的要素の変遷

年代	大会	文化プログラムの概要
①1896～1908年	第1回アテネ～第4回ロンドン	「万国博覧会」の時代
②1912～1948年	第5回ストックホルム ～第14回ロンドン	「芸術競技」の時代 (建築、彫刻、絵画、文学、音楽)
③1952～1988年	第15回ヘルシンキ～第24回ソウル	「芸術展示」の時代
④1992～2008年	第25回バルセロナ～第29回北京	「文化プログラム(文化イベント)」の時代
⑤2012年～	第30回ロンドン～	「新しい文化プログラム」の時代

(資料) 太下義之「オリンピック文化プログラムに関する研究及び『地域版アーツカウンシル』の提言」『季刊 政策・経営研究』2015、Vol.2・3. をもとに作成

### (2) 1964年東京オリンピック

1964年東京オリンピックにおける芸術展示

部門	内容	会場	会期	備考
美術部門	古美術(絵画、彫刻、工芸、建築、書道)	東京国立博物館	10/1-11/10	古代から江戸時代までの800点以上
	近代美術(絵画、彫刻、工芸)	国立近代美術館(竹橋)	10/1～11/8	明治20年以降の近代美術約200点
	写真	銀座松屋8階催事場	10/9～10/21	日本の作家56名のカラー作品150点
	スポーツ郵便切手	通信総合博物館(大手町)	10/1～10/21	スポーツをテーマとした記念切手20種
芸能部門	歌舞伎	歌舞伎座	10/2～10/27	ナイトカブキ(深夜興行)も上演
	人形浄瑠璃	芸術座(有楽町)	10/3～10/12	第3部は外国人向けに分りやすい演目
	雅楽	宮内庁楽部舞台	10/21,10/22	管弦2曲、舞楽4曲
	能楽	水道橋能楽堂 観世会館(大曲)	10/5～10/9 10/12～10/16	観世、宝生、金剛、金春、喜多の5流が合同公演
	古典舞踊・邦楽	新橋演舞場	10/16～10/20	舞踊5番、邦楽2番
	民俗芸能	東京文化会館(上野)	20/17,18	北海道から沖縄までの17演目、300名以上が出演
その他	現代美術			美術10団体(日展等)の展覧会を芸術展示に準ずる協賛展として展示

(資料) 太下義之「オリンピック文化プログラムに関する研究及び『地域版アーツカウンシル』の提言」『季刊 政策・経営研究』2015、Vol.2・3. をもとに作成

### (3) 2012 ロンドン大会の文化プログラム

#### ○テーマ (ビジョン)

Once in a lifetime

#### ○ロンドン 2012 カルチュラル・オリンピアードの概要

会期	2008年9月～2012年9月 (ロンドン2012フェスティバル:2012年6月21日～9月9日)
参加者数	4,340万人 (うち無料イベント参加者数3,980万人、ロンドン以外の参加者数2,580万人)
総予算	1億2,660万ポンド(約210億円)
イベント総数	17万7,717件 (うちロンドン2012フェスティバル33,631件)
アーティスト総数	アスリートと同じ204の国と地域から4万464名が参加 (うちロンドン2012フェスティバル2万5,000名、6,160名が新進アーティスト、806名が障がいのあるアーティスト)
新作委嘱	5,370作品 (うちロンドン2012フェスティバル2,127作品)
会場	英国全土1,000か所以上で開催

(出所) 吉本光宏「2020年オリンピック・パラリンピックに文化の祭典を～新たな成熟先進国のモデルを世界に提示するために」『ネットTAM講座』、2014年2月

#### ○主なプログラム

##### ・ロンドン2012フェスティバル

開催1ヶ月前の6月21日から9月9日までの12週間にわたるフェスティバル。204の国から25,000万人以上のアーティストが参加。音楽、演劇、ダンス、美術、映画等、様々な分野におよぶ。

##### ・World Shakespeare Festival

8つのナショナル・プロジェクトの1つ。シェイクスピアの37の戯曲を35か国の劇団が37の言語で演じる。世界の劇団との交流を含むプログラム。

##### ・Unlimited

8つのナショナル・プロジェクトの1つ。身体に障害を持つ人々の芸術表現の可能性を開拓するプログラム。パラリンピックのオープニングセレモニー。現在もNPOによって継続されている。

##### ・Inspireプログラム

2012大会に触発された民間非営利の活動をCultural Olympiad Board及びIOCが公式に認定するプログラム。

### (4) 2020年東京大会招致

・ロンドン大会を上回る文化プログラムの充実を約束。

### 3. 日本の文化政策と「基本方針」

#### (1) 日本における文化や芸術の位置づけ

20世紀まで

教養・趣味・娯楽・・・余暇時間のもの、不要不急のもの

#### (2) 文化芸術振興基本法

- ・2001/H13年制定
- ・文化や芸術の公共性を明記
- ・文化権の規定
- ・国、地方公共団体の責務
- ・「基本方針」の策定を規定

#### 文化芸術振興基本法

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。(以下略)

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 以下略

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (3) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

- ・2015/H27年5月22日閣議決定
- ・3つの状況変化を踏まえ策定  
東日本大震災、地方創生、2020年東京大会

#### ○文化芸術立国：我が国が目指す「文化芸術立国」の姿

(1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。

(2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。

(3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。

(4) 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

(資料)「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」2015.5.

#### ○ポイント

・文化プログラムを一過性の「打ち上げ花火」に終わらせるのではなく、2020年以降の日本全体の発展につながるような基盤整備を行う。＝レガシー

・「働く人」の問題を重視

仕事としての文化、文化のために働く人・・・軽視されてきた。

余暇時間の教養・趣味・娯楽の活動として捉えてきたから。(文化＝消費活動)

農業に例えると

農業	文化・芸術
家庭菜園	市民文化活動 (アマチュア楽団・劇団、お稽古事、サークル活動 等)
第2種兼業農家 (週末農業のサラリーマン)	セミプロ、スーパーアマチュア
専業農家・第1種兼業農家	文化を仕事とする専門職 (芸術家、企画・制作、技術、経営＝アートマネジメント)

・パラリンピックの文化プログラム

→ 文化権の保障に対する取組の進展を期待  
共生社会、世界への窓

#### (4)「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」2015/H27年7月

○「文化力プロジェクト」として実施（2020年以降も継続）

イベント数	20万件
参加アーティスト数	5万人
参加人数	5000万人

○2つのタイプ

- ・国が民間や地方自治体を実施する事業を補助
- ・民間や地方自治体を実施する事業を国が認定

#### 4. 文化プログラムとレガシー

##### (1) 文化イベント実施の類型

○買い取り型

- できあいのイベント・事業をパッケージとして購入（買い取り公演等）
- 地域に残るものは少ない。

○自主制作型

- 地域の人材が自ら制作を行う。（芸術家、制作者、技術者）
- 予算が提供されなければ継続困難。人材流出。

○自立経営型

- 地域の人材が自ら政策を行いつづけるために、資金調達と人材育成を長期的に行う。（芸術家、制作者、技術者、経営者）

→2020年までの文化プログラムの経験を活かして、「自立経営型」を確立することが必要。

- ・多彩な文化プログラムの展開による魅力発信
- ・文化の公益性の認知拡大（パラリンピック、共生社会、地域振興 等）
- これらをもとに、支持者の拡大と継続的な支援システムの確立（寄付、会員 等）

##### (2) 自立経営型を目指すために

- ・「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」（2012年制定）の規定

○劇場法の規定

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

## ○同法制定に向けた検討会の「まとめ」から

○ 劇場、音楽堂等に配置される人材に求められる専門的な能力は、主に以下のようなものが考えられる。

### i) 事業の企画制作等に係る能力

劇場、音楽堂等において行われる公演や教育普及活動等の事業に関し、様々なニーズを把握し、我が国の文化芸術の水準を高めるものを企画制作し、提供することができる能力。

### ii) 舞台設備等に係る技術力

舞台、照明、音響等の舞台設備を適切に管理し、安全を確保するとともに、高度な演出等を行う技術力。

### iii) 運営に係る能力

劇場、音楽堂等の観客を開拓し、養成する能力（マーケティングに係る能力）や、その施設で行われている文化芸術活動の意義を議会、行政機関、住民等に対して的確に説明する能力（アカウンタビリティに係る能力）、行政機関や企業、個人等から継続的に支援を獲得する能力（ファンドレイジングに係る能力）、適正な会計処理や多様な就業形態及び人材配置に対応できる管理能力。

劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」、2012年1月

## 5. 政策推進体制～地域版アーツカウンシル

### (1) 「20万件」にどう対応するか

- ・ 霞が関の処理能力の限界を補う機能
- ・ 文化プログラムを実施する各主体に「レガシー」が残るように制度を運用し、助言・支援する機能

### (2) 地方自治体における文化政策

- ・ 現状は公務員制度にもとづく人事異動によって専門性が蓄積されず
- ・ 「地域版アーツカウンシル」設立に向けた動き

### (3) アーツカウンシルとは

- ・ イギリスの制度

芸術団体等への助成において、予算総額は政府が決めるが、実際の助成プログラムの企画・運営は専門組織にまかせる。「独立性」と「専門性」を持った合議制組織。

- ・ 日本での動き

文化庁が補助金により、体制づくりを進める自治体を支援  
平成28年度新規事業

「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」  
(地域における文化施策推進体制の構築促進事業)

5つの自治体が採択

新潟市、横浜市、静岡県、大阪府・大阪市、大分県

#### (4) 静岡県の取組

##### 2020年オリンピック・パラリンピック文化プログラム：静岡県の基本方針

###### <テーマ>

地域とアートが共鳴する

###### <目的>

- ・県内の潜在的な文化資源、地域資源、人的資源などを目に見えるかたちで示します。
- ・他者との違いに価値を見出し認め合う環境を育みます
- ・すべての人々が持つ創造性に基づく多様な生き方の可能性を提起します
- ・文化・芸術を、地域的・社会的課題への対応に活かします

###### <取組のポイント>

- ・多様性：地域、社会、時代、分野、国籍等における多様性を生かした展開
- ・多極性：大規模・一極集中的なプログラムではない県内各地の潜在的な文化資源を生かした多極的な展開
- ・持続性：一過性のイベントではない、2020年以降を視野にいたした持続的な展開

###### <取組目標>

###### 1. 人材の活用・育成に関すること

- ・実践的専門家による文化・芸術活動支援
- ・実践的専門家による文化・芸術活動を活用した社会的課題対応への支援
- ・実践的専門家やプログラムの担い手の育成

###### 2. 仕組みに関すること

- ・文化・芸術活動支援、文化・芸術活動の社会的課題への対応の基盤となるネットワーク形成
- ・文化・芸術の振興と地域協働のための新たな専門組織（例：地域版アーツカウンシル）の設置・運営

###### 3. 人材と仕組みの応用に関すること

- ・県内各地における文化・芸術活動を応用した地域・社会課題解決への取組
- ・伝統的文化、伝統的産業の掘り起こし、継承と今日的活用
- ・文化・芸術とスポーツの連携による新たな取組の提案
- ・交流人口の拡大による、人口減少等の課題への対応

###### ○人材配置

- ・プログラムコーディネーター 3名
- ・広報アートディレクター 1名

###### ○モデル事業

「モデルプログラム」公募

単年度実施プログラム：10件程度、2年継続実施プログラム：5件程度

「文化・芸術分野（音楽、美術、演劇、伝統芸能、生活文化等）」

×

「地域的・社会的課題（観光、ものづくり、福祉、地域振興等）」

の両者の組み合わせによりテーマを設定



## 6. まとめ

### <文化プログラム>

日本全国で充実した文化活動

国内外の様々な人々が享受

日本各地の魅力発信、共生社会の実現、文化権の保障

文化や芸術の公益性についての理解の浸透

活動を 2020 年以降も持続的に推進する人的・組織的体制の整備

(営利及び非営利の文化産業・職業の拡大)

それを支える自治体文化政策の高度化

(地域版アーツカウンシル 等)

2020 東京大会の文化プログラムを契機に日本社会における文化のありようが大きく変化する可能性。

ただし、運用をあやまれば、単なる打ち上げ花火にとどまり、2020 年以降には何も残らないという可能性もある。